

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年8月10日(水曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時53分 散会

## 付託事件

(1) 平成27年陳情第2号

(2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情

(2) その他

## 2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉 康 二 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	飯 田 正 美 君	
委員	五十嵐 博 君	委員	高 橋 丈 夫 君	
委員	松 本 勝 久 君			

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

議 長 村 田 進 洋 君

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
建 設 部 長	猿 田 佳 三 君	建 設 部 技 監	市 村 正 一 君
建設部技監兼 道路建設課長	弓 野 憲 一 君	建設部技監兼 建 築 課 長	小 林 幸 夫 君
建設計画課長	大 森 幹 司 君	道路管理課長	木 村 勤 君
生活道路整備 課 長	安 達 茂 君	土木補修事務 所 長	大 山 裕 己 君
内原建設事務 所 長	岡 田 紀 治 君		
都市計画部長	村 上 晴 信 君	都 市 計 画 部 副 部 長	小 川 喜 実 君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川 崎 洋 幸 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君

公園緑地課長 上 田 航 君 住宅政策課長 和 田 宏 君

下水道部長 小 林 夏 海 君 下水道部参事  
兼下水道管理  
課 長 白 田 敏 範 君

下水道部技監 清 水 安 隆 君 下水道部技監  
兼下水道施設  
管理事務所長 館 山 祐 清 君

下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

6 事務局職員出席者

議事係長 大 森 貴 広 君 書記 石 田 一 樹 君

午前10時 2分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、大和技監兼河川都市排水課長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情についてであります。本陳情につきまして、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、本陳情につきましては、引き続き継続審査にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、前回の委員会で質疑がありました歩行者の安全対策におけるカラー舗装の実施について、執行部から資料が提出されておりますので、説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは、歩行者の安全対策におけるカラー舗装の実施について、建設部道路建設課提出の資料により御説明させていただきます。

市道見川1号線につきましては、道路空間の再配分を行い、センターラインを消去し、歩行者の通行部にカラー舗装を実施する計画でございましたが、前回の委員会における委員の皆様からの御意見を踏まえまして、再度検討させていただきました。

結果、センターラインを消去するには、同時に大型車両の通行規制及び速度規制などを講じる必要があると判断いたしまして、道路空間の再配分を行わず、現況での安全対策として、歩行者の通行区分を明確にし、視認性を高めるため、歩行者の通行部のカラー舗装を実施いたします。

資料の上段の計画断面図につきましては、これは現況がこのような形になっております。現況と同じ2.75メートルの車道が2車線ありまして、その両サイドに歩道があるというような状況でございます。

なお、この路線につきましては、見川小中学校の通学路にも指定されておまして、今回計画している前後につきましては歩道が整備をされているというような状況になってございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 何か御質問等ございましたら、どうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 2つ質問があります。

1つは、前回のカラー舗装とちょっと違っていますが、地元の皆さんの御意見は、この問題についてお聞きしたのかと。前の舗装のやり方については、地元の方は了承していたという話を聞いたんですけども、今回のこれについては、地元の皆さんからはどういう意見が出されたのか、話し合ったのか。その点お聞きしたいと思います。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ここは通学路になっているものですから、学校関係とPTAのほうには御説明はしております。それで、歩道が狭いというようなことで、その安全対策をするというようなことで説明はしております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が聞きたいのは、新しくこうしたことについて、地元の人たちの、例えば話し合いをして、合意を得ているのかということなんです。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

説明会とか、そういうものは実施していませんが、前から、この見川1号線につきましては要望が出ていましたので、そういう安全対策をしてくれというようなことがあったものですから、現状の中でできる安全対策として、今回計画をいたしました。

○中庭委員 わかりました。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 この歩道の設置については、地元の皆さんから、地域の懇談会に3回も出て、私も議会で取り上げて、地元の皆さんは安全対策を非常に望んでいたわけですよ。ですから、前回の計画については、地元の皆さんがいろいろ、あれでいいんじゃないかという話もありましたので、今回の案についてもぜひ、そうであれば、地元の皆さんに示していただいて、これで了承してもらおうという形にしたかどうかというのが私の提案なんです。要望ですけども、いかがでしょうか。お答えください。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 地域の皆様への説明につきましては、自治会長さんを初めとしまして、前回も回覧のような形で説明をさせていただきましたので、今回も同じような形で説明をさせていただきたいと思います。

○中庭委員 わかりました。いいです。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 この間の説明では、センターラインを取るというやつを今回は、残すということになったんだよね。これは白線だよ。白線と黄色い線というのは違うよね。この辺の考え方というのは、これは追い越ししてもいいという線でしょう、白い線というのは、追い越し禁止が黄色い線だよ、交通規則からいうと。この辺の考え方というのは、この色でいいんですか。

私は、せっかくこれだけのことをするのであれば、ここは当然追い越し禁止区域でしょう。私も通ってみて広くないのはわかった、場所も見てきた。しかし、白線で残すといったって、これは追い越し禁止じゃな

いんだよ。前に車走っていなければ、でれでれ走っていれば、気が短い人は追い越ししちゃうよ。そうした場合には、歩行者に対する危険性というのは出てくるよ。だから、その辺が、どのように担当課のほうではお考えなのか、弓野課長さん、お答えください。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この計画を実施するに当たりまして、水戸警察署とも協議をさせていただきました。そういう中で、現在は白いセンターラインが入っております。それを黄色の追い越し禁止車線にするには、やはり地元へも周知をしたり、状況を見ながら警察のほうでも考えていきたいというようなことですので、この辺は、水戸警察署と再度協議しながら進めていきたいと思っております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 今、中庭委員さんが言われたように、地元にも言わなきゃならないとか、そういうことが面倒くさいから、早い話が、このままでいいんだというふうにしか俺は受けとめられない。警察だって、例えば、これだけのことをするには、白を黄色に変えたいと課長のほうが言えば、ノーとは言わないと思うよ、俺。交通課のほうだって。だから、それは、ただ残せと言われたから今回残しただけであって、何かその辺が、悪い言葉で言うと、ちょっと生ぬるいようなそういう感じに聞こえてくるの。

だからこれは、私は、もう一度検討して、警察とも話し合って、地元にも通知を出すんだよ、出すの。こういうことのために、ここは追い越し禁止の区域にしますよとか、そのためにセンターラインを黄色に塗るかえますよとか、そういうことは文書で流せばいいんじゃないの。その程度でいいんじゃないか、集めて別に説明しなくたって。そういう、やっぱり行政の考え方というのが地元にも浸透することが、一番やはり、それが温かい行政ということになるんじゃないのかなというふうに私は思うので、もう一度検討するということを言っているんだから、これでいいということじゃなくて、もう1回検討するんですね。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この路線につきましては、全体にセンターラインが入っているわけではないんですね。部分的にセンターラインがない部分があります。そういう中で、警察と協議しまして、全体が2.75メートルの幅員があってセンターラインがあれば……

[発言する者あり]

○弓野建設部技監兼道路建設課長 わかりました。追い越し禁止の黄色について、警察のほうと協議して進めてまいりたいと思います。

○安藏委員長 いいですか。

高橋委員。

○高橋委員 この結論に至るまでに関係者、いわゆる公安委員会とか、水戸警察署とか、あと地域沿線の人たちとか、あとは近辺に見川小中学校がありますよね、保護者とか。そういう関係者と水戸市の間で、これでよろしいということでした承をもらって、こういう発表に至ったわけですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

皆さんの了承をもらったわけではないんですが、こういう形で進めていきたいと、再度また説明をさせていただきたいと思います。

○安蔵委員長 高橋委員。

○高橋委員 子どもの、中学生の安全を守るということからも、やはりこの地域との話し合いとかをして、合意に達することが一番望ましいんですけども、松本委員への答弁でもありましたように、これから動向を見たいなんていう答弁じゃなくて、やはり何かあった後で、また検討したんじゃないんですよ。やはり今から事故がないような、いわゆる危険対策、安全対策というものを、私は最初に設定するべきだと思うんですよ。

それと、前の委員会で私も質問した記憶が今あるんですが、ゾーン30というのが、何か5年間かけてやるということで、27年度で終わったんでしたっけ、あれ。それで、それは27年度だけで終わらせるんじゃないくて、これからもゾーン30設定については、重要な地域があれば延長してやるべきだということを質問したら、誰かが、そういうことも検討して、関係者とも協議をしたいという答弁をもらったんですよ。

それで、この間の委員会で、何でゾーン30を設定しないのかと聞いたら、バス会社が30キロメートルではだめだというような答弁していませんでしたっけ。していない。もし、バス会社が30キロメートルの最高速度ではだめだという話を水戸市のほうで了承したならば、この道路というものは、あくまでもバス会社の利益向上のためにやる対策ではないんですよ。

あくまでも歩行者の安全対策のためのカラー舗装の実施なんですから、やはり改めて、小中学校が近所にある、子どもの安全を守るためにはゾーン30の設定を、公安委員会なり警察署ともよく協議をして、そういうところを徹底して私は導入すべきだと思いますよ。あくまでも、バス会社の利益のために市役所がそういう便宜を図ったというようなやり方というのは、私は賛同できませんよ。

ですから、ゾーン30の設定についても、平成27年度で終わりじゃなくて、これからも必要であればこういうところも導入していかなきゃならないということを強くお願いしたいんですけれども、どうなんでしょうね。前の委員会で言ったんだから、5年間じゃなくて、検討していきますよと。

○安蔵委員長 これ、答弁どうでしょうか。今、高橋委員からあったんですけれども。

○高橋委員 ゾーン30は検討しますという答弁言ったよ、誰かが。

○安蔵委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 先ほどの高橋委員の御質問にお答えします。

先ほど委員のほうから言われたように、ゾーン30は平成27年度で完了したということですので、これからも必要に応じて、ゾーン30は地域安全課のほうで主管してやっておりますので、地域安全課との協議をしながら、必要な箇所について選定して、努力してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○安蔵委員長 よろしいですか。

猿田部長。

○猿田建設部長 先ほど答弁で平成27年度と申しましたけれども、今年、平成28年度までゾーン30をやりますので、すみません、訂正させていただきます。

○安藏委員長 それでは、その他に入ります。

委員よりございましたら、どうぞ発言をお願いします。

飯田委員。

○飯田委員 私のほうから、大塚池の水質浄化について質問したいと思うんですが、大塚池は茨城百選ということで、外から見ますと非常にきれいで、冬にはハクチョウが来て、市民の憩いの場なんですけど、最近、やっぱり水質が悪いということで、アオコが発生しております、そのにおいも、周辺に住んでいる方からは苦情が役所のほうに行っているんじゃないかと思うんですが、それで、大塚池は、私も地元のほうなものですから、昔からある程度は知っておるんですが、かつては周りに林があったり、畑があったりということで、今のように開発されていなかったものですから、恐らく雨が降った後、そういった水も大塚池に集まったりしてきて、ある程度の水量が保たれていたのではないかと思います、しかし最近、双葉台団地造成から始まって、中丸のほうも大幅に木が切られたりしております、そういった流入水がないんじゃないかと思うんですが、あそこの池の流入水については、どのようになっているのかをお尋ねしたい。水質浄化のための現状と課題、それから対策まで、わかれば教えてもらいたいと思うんですが、まずそういったことについて、最初に質問したいと思います。

○安藏委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

大塚池につきましては、ここ数年、アオコが発生している状況であることは認識しております。また、アオコの発生時期も、今時期の夏であったり、11月の晩秋であったりと、公園緑地課としても原因を現在探っているところでございます。

さらに、今まではなかったことですが、近隣の住民の方々から、アオコが臭いというような知らせも受けております。現在、大塚池は、池の上流部からの流入水は若干あるものの、大半が雨水による貯水しか望めない状況にあります。天候によっては水位が下がり、池の水が蒸発し、水が引いたときにアオコが周辺に取り残されて、それが乾燥していく過程で、においをさらに発生させていると思われま。

いずれにしても、周辺に家屋がありますので、何か対策をと考えているところではあります、何分、雨頼みというところがあり、水が入ってこないという現状がありますので、手探りといえますか、即効性の高い方策を今現在検討しているところでございます。

また、現在、学識経験者などからも意見を聞いているところであり、あらゆる角度から方策を検討していきたいと考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

この流入水は、やっぱり双葉台団地を初め、開発によって、雨水が大塚池に流れ込んでこないということだと思うんですが、あれは川みたいなのはあるんですかね。川みたいなものがあるかどうか。あと、周りが公共下水道が整備されて、いわゆる家庭の雑排水というのは入っていないような状況ですか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 飯田委員の御質問にお答えします。

流入水、川といいますか、小さな小川が上流部にあるのですが、それは、昔でいいますと農業用のもので、農地とか山林とかから出てきた雨水を大塚池のほうに流していくというような、小川みたいなものでありまして、現在、その水がほぼ入ってこないというような状況になってございます。入ってくるものは近隣の家屋からの合併処理浄化槽で処理した水ですが、そういった水が流入してくると。また、大雨が降ったときなどに、そちらのほうにも入ってくるというような状況でございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。本当に、大塚だめとか、ため池みたいな形で地元の方からは呼ばれていたように、流入水がないということと、今回は、雨がずっと降らないで渇水状況になっていますから、ますますそういうふうな状況だと思うんですが、そうしますと、千波湖のほうはいろいろ流入水もありますし、あと渡里用水の水も入ってくるということで、ある程度浄化が進んできているんじゃないかと思いますが、大塚池のほうは、これまでどのような、例えば、千波湖の例では説明つかないかもしれませんが、大塚池に対しましても水質浄化策というのは、これまで何かやってきたものはあるんですか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

大塚池自体の水質浄化策というのは、今までやってきてございませぬ。実際にアオコが発生し始めたのがここ数年になりますので、最近になって、水質浄化というのをやっていかなければいけないんじゃないのかというようなことが、公園緑地課のほうでも議論として上がり始めてきておりますので、今後いろいろな角度から検討していきたいというふうに考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 アオコはここ数年ということなんですね。

それで、2年前の上中妻の市民懇談会もありまして、そのときも地元の方から出た意見だというふうに聞いておりますが、やっぱり流入水がないということになりますと、どうしても対策といっても、なかなか有効な手段は打てないんじゃないかということは素人でもわかるんですけども、渡里用水が、近くといっても1キロメートルぐらい離れているかもしれませんが、渡里用水の水を大塚池に流し込んで浄化できないかというようなことも住民の方から話があって、前の石井部長もそれに答弁などはしておるんですが、そういった渡里用水を使つての水質浄化というのは、今のところ検討されているんでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

渡里用水の利用についてだと思ふんですが、現在、渡里用水の利用については検討してはおりませぬ。してはいないんですが、一つの方法ではあるかとは思ひます。ただ、いろいろ制約というか、制限があるかとは思ひますので、いろいろな角度から検討していければなというふうに考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。今度、大学の先生と打ち合わせをして、現状どういふふうになっているか、よく分析してもらつて、とられる方法は、そんなに選択肢はないと思ふんですが、やはり渡里用水のことも含めて、ちょっと総合的に検討していただければと思ひます。



以上です。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 私ごとで大変恐縮なんでしょうけども、私、ベントに乗っていたことがあるんですよ。650とあったのかな、あのベントのでかいの。それで、私のテラスは車庫が、その車が6台ぐらい入れるから、そこに置けば置けたんでしょうけども、選挙やるのには、ベントを目の前にしておいたのでは、ちょっとこれは有利にはならない、まずいなということで、単管パイプで畑のほうに、ベントを隠す仮の車庫をつくったんだよね。これが違反ということで、そもそも話がでかくなったり何だりして、街宣車になったの。それで、その話はそれで終わり。参考までにね。

灯台もと暗しということがあって、私も地元のこととか何かというのは全然わからないんですよ。だから、後で下水道の話なんかちょっと聞きたいなというふうに思っているんですけども、もう1年ぐらいになりますかね、技監兼建築指導課長に、こういう場所にこういうものがあるんですけども、あれはどうなんですかということで、川崎課長にお話し申し上げましたね。そうしたら、それは確実に違反行為です、建築基準法にこれは違反ですというふうに、私はこれを聞いています。それで、私もそこへ行って見てきました。携帯電話で写真も撮ってきました。だから、私が住民から言われて、課長に言ってからもう、今年の初めだったかどうかわからないけれども、かなりの月数がたっていると思いますよ。ですから、それは課長も見に行つて、わかっていると思います。

じゃ、その間何回、その所有者、違反建築をやっている人と何回、何日にどういう話をしたか、そのデータが欲しいんです、私は。口頭では、これは、やはり真実がありません。そういうデータを、今出しているだけで欲しいんです。私も、だから二、三日、課長に電話を入れましたよね。昨日かな、おとといかな。そうしたら、言われてから1回行つたと、見てきましたという答弁をいただきました。だから、その間、電話だったから、細かいことは私は言いませんでしたけれども、どういう指導をしてきたのか。それをまずお伺いしたいと思います。

○安藏委員長 川崎技監兼建築指導課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘のあった違反の物件につきまして、これまで相手方と延べ12回、連絡、調整を行ってまいりました。その都度、経営者の方の是正の意思の確認、移転候補地の確認などを行ってまいりましたが、土地購入交渉が難航していることにより、現在に至っておる状況でございます。

○松本委員 私は、12回行つたって初めて聞くんですけども、その行つた日にちと時間と、そういうのをデータで出してくれませんかというんだ。そういう電話かけたの何だのが入って、きっと12回だと思うの。12回なんか、足を運んでいないのはわかっているんだよ、あなたは。恐らく2回か3回しか行っていないよ、私の推測で大体わかる。

だから、データで出さないよ、本当に12回行つたんだか何だか。そんなうそばかりついているんじゃないよ。何を言っているんだ、違反建築だと認めていて、何を言っているんだよ、あなたは。そんなことが許されるの。水戸市というものは、何のために建築指導課があるの。あなた、何のために建築指導課長になっているの。窓口へ行つたときには難しいことばかり言っていて、そういう違反建築のことなんかに対し

ては全然知らんぷりしていて、正直者がばかを見るような、そういう行政の窓口になっているの、あなたは、ふざけるんじゃないよ、そんな話。聞いてられない、俺は。

もう何年たつの、1年たっているんじゃないの、始まってからきつと。あれは農地なの、山林なの。それで、プレハブだの何だのが建っていたり、何棟建っているの。わからなけりゃ、携帯電話のカメラを見せるか。あなた、見て来たんだからわかっているんだっぺよ。だから、どういう指導してきたんだというんだよ。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 大変失礼をいたしました。先ほど、延べ12回と申しましたのは、電話連絡とか、そういったものを含めてでございました。申しわけありません。

これまで、そこに事務所等が建たない場所でございますので、事務所等が建てられる土地ですね、事務所等の建築が可能である土地の条件に合う土地探しに対しまして、条件が合っているかどうか我々が確認したり、そういった是正指導を行ってまいりました。

すみません、その是正指導を行ってきたデータについては、現在ちょっと、今ございませんので、申しわけございません。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 指導してきた結果はどうなっているのというんだよ。あなたが12回も指導してきた、最初と今現在との現場の状況はどうなっているの。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 プレハブの事務所が1棟と、あと、トランクのような形の倉庫が3個設置されておりました。また、敷地には鉄板等が敷かれておりました。

以上でございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 だから、それを認めているんでしょうよ、あなたは今。本当の違反建築だったならば、水戸市は、あなたの言うことを聞かない場合にはどういう方法がありますか。指導しても言うことを聞かない住民がいたら、水戸市はどのように対応するべきというふうに判断していますか。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

違反建築物の是正指導につきましては、相手方の是正に向けた意思を確認するとともに、是正計画書を提出していただきまして、自発的に是正をしていただくために、継続して行政指導を実施しております。

以上でございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 警察に訴える——何と言ったの、今。俺よく、だめだ、耳が聞き取れなくて。

○安藏委員長 川崎課長、もう1回、正確に答えてください。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 すみません、申しわけありません。

相手方の是正に向けた意思の確認をさせていただきまして、是正計画書を出していただき、継続的に行政指導を実施しております。違反者が自発的に是正することを、現在求めているところでございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 そんな、1年もそういうことを言っている人いるのか。実際、幾らかでも是正できたの、最初と今現在では。プレハブが何棟だとか、倉庫が何だとか、事務所がどうかと言ったようだけれども、私が最初に言ってから、二、三日前までの間に現況が、指導の効果があって、どのように是正されたの。ふざけているんじゃない、そんな言い方、聞いてられないんだ。逆でしょうよ。何で、みんなふえちゃっているでしょうよ。そんな生ぬるいことやっているから、違反建築は減らないんだよ。

だから、5月の連休に、俺、家を建てちゃってもいいなと言ったんだよ、あなたに。今、1週間もありや家なんか建っちゃうんだから、簡単なんだ。だから、そのために、言うこと聞かなければ赤紙を張ってくるとか、警察に言うんでしょう、違反建築の場合は。警察に申し出るんじゃないの。あなたの指導なんか言うこと聞くような人なら、それは違反行為はやらないよ。あなたみたいないい人が、おとなしい人が電話なんかかけて、そういうこと言ったって、相手はそういうこと、言うこと聞くような人なの、それじゃ。そういうこと言うことを聞くぐらいの人だったら、違反建築なんかやらないんじゃないの。

今後どうするの、それじゃ。俺、わからなきゃ、本会議でもやるからね、こういう問題は。

あと一つ、別な住民から来ているんだけど、それは今日はいいいよ、よすから。それはあなたのほうじゃないかもしれないし。やっぱり建築基準法だから、あなたのほうになるのか。セットバックの問題とか何かだから、きつとな。

まあいいや、それは別として、じゃ俺が百歩譲るから、百歩譲って、いつまでに解決するとか、警察に訴えるとか、あなた1人の独断ではどうにもならないんだったら、部長、担当副市長、3人で相談しな、今ちょっと。ちょっと休憩時間をもらって。まだ11時にもならないんだらう。3人で、副市長、いかがですか。1年もほったらかしているから、逆にふえているんだよ。そういう行為を許すということは、立ち退くとか、そういうことは向こうで言っているかもしれないけれども、そんな気持ちがちよっぴりでもあるんだったら、建物がふえていたり、資材が多くふえていたり、そんなことありますか。

委員長、ちょっと休憩して。相談して答えを……

○安藏委員長 今、松本委員から、今の件につきまして、いつまでにこの対応ができるのかという質問がありました。

ここで暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 再開

○安藏委員長 休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの松本委員の質問に対して、執行部より答弁を願います。

川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

これまで1月から7カ月間、相手方の是正に向けた意思を確認しまして、これまで口頭のみで是正指導を

してまいりましたが、今後につきましては、文書等で期間を定めて指導してまいりたいと考えております。

また、あわせまして、法令違反に関する警察の対応についても、現在相談を始めたところであります。結論は得られておりませんが、引き続き警察とも相談してまいりたいと考えております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 とってくっつけたような話、今さら。さっきは何、警察のけの字も出ないよ。何、警察と対応していた、今の答弁で。そんなうそをつくなよ。何言っているんだ。そんなうそ、とってくっつけたような、今まとめて、警察とも話し合っただうのこのうのなんて答弁あったっぺよ。

[発言する者あり]

○松本委員 違う、これからも続けると言ったんだよ。これまでも言ったよ。これまでも言ったんじゃないの。そんなうそをつくなよ。相手から文書なんかとって、どうのこのうのなんて言ったって、だから冒頭、先ほども言ったでしょう。あなたの言うことを聞くぐらいの人だったら、違反建築なんか最初からやらないと。あなたが何回、12回だと言っているけれども、そのデータも出してほしいよ。どういう言い方して、何時何分にどういう話をしたのか、俺も確認するから。俺だって、うそだと思っているから、あなたは。そんなことで、文書とったぐらいで是正できると思っているの。

だから、冒頭始まったのが、もう1年にもなるんじゃないの。それが、私のところに来て言ってきた人がいたから、私は課長に言ったんだよ。私だって、場所なんかそのときはわからない、こういうところのこういうところらしいよという話で。それだって今年の1月、俺も思い出してきたけれども、多分。だから、その前の年だから、かれこれもう1年近くになると私は推測するよ。

そういう中で12回のやりとりをしたということは、あなたの体が行ったのは、せいぜい2回か3回。はっきり言えるのは2回、最初とこの間、俺が電話をかけてから。そのぐらいのことしか、軽くしか考えていないんだよ、建築指導課長として。何のために建築基準法という法律があるんだよ。あなたは警察じゃないから、それ以上のことはできないにしても、何のために警察があるんだよ。全て農地法だって何だって、国の法律だよ。法律が一番強いんだよ。あなた方が東になってかかってきたって、法律は1人でも勝てるんだよ。何でそういうことを甘くやっているのよ。

だから、あなたの言うことなんか信用できないんだよ。窓口へ行って、どうですかと言ったら、うるさいことばかり、細かいことばかり言っていて、だから、そういうふうな行為が出てくるんだよ。違反したらこうやりますよという毅然とした、そういう態度が都市計画部の中じゃないんだよ。甘いんだよ。

じゃ、いつまでにどうするんだよ、これから。今後はこうするよというような話は今あったけれども、私は期日を切れと言っているんだよ。それまで百歩譲って待っているから。警察なんて、いつ行ったの。それも言ってよ。出してよ。メモ紙でもいいから出してよ、今。

だてに長く議員をやらせてもらっているわけじゃないんだよ。多くの支持者に支えられて、正しいものは正しい、だめなものはだめということ、区別をはっきりさせていかなければならない。私のこれは責任なんだよ。明日の晩も集まりがあるんだよ、その問題で。私の家に十五、六人来るんだよ。だから、きちんとした答えをもらっていきたいんだよ、俺は。東野町の住民から、そういうことを言われているんだもの。

その中で、明日15人、私の家で7時から集まりがあるから、うそだと思えば出てきなさいよ。私はそ

んなうそなんかつかないから。このお盆のくそ忙しい中で、そういう問題でも何でも、住民の言うこと聞いて、私は対応するために一生懸命やっているんだよ。やっていないのは、あなたのほうだけじゃないか、何も。俺はこんなことなんか言ったことないべよ。最初に言ったきりだっぺよ。どういうふうに対応するのかなと思って待っていたんだよ。全然やってないんだ。それ以上になっているんだ。

言ってくれているのかと私は言われているんだよ。そうしたら、私は何の力もない能なし、地元から見りゃロボット議員、こんなふうを受けとめられるんだよ。だから、きちんとした答えを出しなさいよ。

○安藏委員長 先ほども、いつまでという答弁の求めがあったんですけども、そのことについて、先ほど、文書あるいは警察の話が出たんですけども、もっと踏み込んだ答弁をぜひすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松本委員 課長じゃ無理だ、副市長、答弁しなよ。それが部長だよ。課長だけでは無理だよ、課長の裁量では。上と下があるんだから、課長では動きとれない。

○安藏委員長 課長から、先ほどの答弁があったんですけども、村上都市計画部長より、今の件に対しての、ちょっと決意のほどを発表していただければ。

村上都市計画部長。

○村上都市計画部長 今、松本委員からもお話がありました違反建築関係につきましては、市としても重大な問題と認識しております。一方で、所有者さんのほうの事情もございますので、再度所有者と接触しまして、期限について、いつまでというのを相談して期限を切らせていただいて、それで文書を出して是正指導したいと思います。

○松本委員 そんな話は聞いていられない。今さらまた話をして、そんな話はしていないよ。何のために今までの日にち、時間をかけてきたのよ。あなたが就任してからだって、4月に就任しているじゃない。今年だっけ、去年だっけ。部長、今年からだよね。

〔発言する者あり〕

○松本委員 去年の4月か。そうしたら、あなただって、去年の暮れのころはいたんだから、課長から報告は聞いているんだよ。多分聞いていると思うよ。だから、そんな話で、文書を今さらとろうが、そんなこと言ったって、だめなものはだめなんだよ、そういうことは。

土木のほうでもこの間、苦労した事件があったけれども、中庭委員から質問があったり、いろいろあって、ああいう問題なんかもあるんだよ、地権者の中にはいろいろ。その人を悪く言うわけじゃないけれども、水戸市には何もかわりない話、悪い部分はなかったんだけど、地権者の関係でそんなことがあるんだよ。今回も地権者、所有者の問題だよ。

だから、水戸市は何でそういう生ぬるいことをやって、法律に従って取り締まっていけないのと言っているんだ、俺は。何でそれができないの。何でやらないの。おかしいじゃないの。もやもやになって消えちゃった、今までの違反建築だってあったじゃない。掘り起こすまでもないけれども、俺は絶対認めないからなと言った案件だってあったでしょう。そこに入り込んで住まいにしちゃったでしょう、その人だって。生ぬるいから、そういうことになっちゃうんだよ。今度は居住権だ何だのの話になっちゃうんでしょう、そこに住所を持っていけば。そんな話は二度も三度も聞いていられないと言っているんだよ、俺は。

もう命令的に通知を出しなさい、じゃ。警察のほうに願い出ますと、いつ何日までに引き払って、撤去を命令しますとか、そういう文書で出しなさいよ、出すのなら。いつまでの日にちの約束みたいなものをとって、そんなの百もしないよ。そういうこと、やる気があるのか。今私が言ったようなこと、やる気あるの、部長さん。部長の話なんか生ぬるくてだめだ、そんなの、聞いてられないよ。余計いじやけちゃうよ。

あなたは国から来ている都市計画部長でしょう。あなたの下に部下が何人いるの。もう少し部長なら部長らしく、はっきりしなさいよ。もっと威張っていいんだよ、部長は部長らしく。そんな甘っちょろい答弁では私は了解できないからね。もう1回よく相談してよ。

○安藏委員長 それでは、再度、暫時休憩します。

午前11時 2分 休憩

---

午前11時 4分 再開

○安藏委員長 休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの松本委員さんの質問に対しまして、秋葉副市長より答弁を願います。

副市長。

○秋葉副市長 ただいま、都市計画部長からも御答弁をさせたわけでございますけれども、この件につきまして、本年の1月から対応してきたということでしょうかっております。

状況といたしましては、是正指導をしたわけですが、向こうからは是正計画書というのが出されております。その結果、私どものほうで、建築指導課のほうでは、十分に誠実な対応がなされているというふうに判断をして、まず前提に、誠実に対応していただいているという判断があったわけございまして、何分、向こうが土地を探しているということでしょうかございまして、その期間というものも十分にとってさしあげる必要があるのかなというふうに担当のほうでは思っておりまして、今日まで来ておったわけでございます。

来てしまった以上は、今後やはり、松本委員さんの地元の、よく存じていらっしゃる方の方でございますので、そういう方ではないんだということが、今、委員さんのほうからもございました。再度行きまして、お話をさせていただいて、明確に、いつ幾日までに土地の工面がどうなるのか、移転がどうなるのかということ、再度担当課のほうで、十分聴取をさせていただきたいというふうに考えるわけでございます。

その中で、前向きに誠実に対応されているのかどうか、改めて調査をして、判断をして、これは建築基準法に基づく対応ということで、適正に対応してまいりたいと思いますので、本日のところは、相手が誠実に対応してきているという前提のもとで来ておりますので、御容赦をいただきたいというふうに考えております。また後日、詳細に報告をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まことに申しわけございませんでした。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 4月からと、副市長は今言いましたよね。

[発言する者あり]

○松本委員 1月から。それで、是正計画書ももらったと言っているよね。見せてくれないか。これは情報

公開請求をしなきゃだめか。そういうものがあるんだっから見せてくださいよ。

それで何で、さっきの話より、副市長さん、後退しているんじゃないの。再度行って交渉する、話し合いをする。もうそんなのは、1年も過ぎていて、何が再度、本人は12回も連絡とっていると言っているんだよ。それで、再度という話は何よ、それ。そんなばかにした話を言うんじゃないよ。そんなことで、私が明日の集まりで説明できると思っているの。水戸市はこんなふうに生ぬるくて、違反建築なんかどんどんやってもいいよと言うしかないんだよ、私は。一々届ける必要なんかないよと。そう言うほかないでしょう、これ。

いつその是正計画書というのをもらったのよ。課長、いつもらったの。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

是正計画書を相手方からいただいたのが、平成28年、今年の1月22日でございます。

○松本委員 見せてちょうだい。

○安藏委員長 そこにあるの。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 暫時休憩します。

午前11時 8分 休憩

---

午前11時13分 再開

○安藏委員長 休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、松本委員さんの質問に沿いまして、是正計画書が提出されました。これにつきまして、説明あるいは質疑を願いたいと思います。

まず、課長、説明してください。

川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 こちらが、手元にお配りした資料が、平成28年1月22日に相手方から提出されました是正計画書でございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 この是正計画書は、本人の能力でもって書ける文書じゃないね。あなたのほうで下書き、これをつくっていったね。

何で私がそんなことを言うかということ、その方は、調整区域は違反だということは認識しているんだよ。調整区域にそういうものを建てるということは認識している人なんだよ。そう思わない。認識しておりませんでしたということとか、前段全部読むということ、本人がこんな文書をつくれるはずがない。これは、あなたがつくったんだよ、建築指導課が。これに判こ押ししておいてください、うるさい議員が何か言われてきたからと。そうじゃないの。

これは市長も知っているんだね、じゃ。市長宛てにもらっているんだから。市長に今度言うから、俺は。

あなた方の話を聞いたって、らち明かないから。今後の対策だって、何をするという計画も何もないもの、再度話をしてなんて。是正計画書をもたらってとか何とか、そんな甘い話は、もう1年もたって、聞いてられないというんだよ、俺は。今日このごろの話じゃないんだから。

本当にこれは、課長、本人が書いたんだな、つくったんだな。間違いないの。私はそんなことなんかちょっぴりだって思っていないから、この文書を見る限り。あの人がつくって行って、サインさせただけなんだよ、あなたの立場をよくするために。違う。そこ、はっきり言いなさいよ。

まあいいや、言いづらいから言わなくていいよ。そのほかの人もその他であるようだから、私はこれ以上時間を引っ張ることは大変心苦しいから、お昼から、また終わってからでもやったって構わないんだよ、俺、今日は、暫時休憩しておいて。特別委員会が終わってからまたやる、それでもいいんだよ、俺。結論が見えていないんだから。せっかくここまで、私も我慢に我慢してきて、ずっと我慢してきたんだよ、1月から。

現況が変わっていくんだよ。どのように変わっていくといたら、当初と違っているんだよ。物だの何かがふえているんだよ、どんどん。それで何で、12回も是正指導して、是正計画書までもらっている、そんな甘い話は聞いてられないよ、俺は。

委員長、どうしますか。終わってからまたやっていただけますか、結論が出なければ。

私はね、冒頭、先ほど言ったように、警察に行って、いつ何ときまでにこれを撤去命令を出して、文書で、顧問弁護士が何のために2人も水戸市にいるの。相談をして、撤去命令の文書をつくって出して、そして、その撤去命令の文書を持って警察のほうに行って、いつ何ときまでと結論をもらわない限りは、私は、引き下がるわけにいかないんだよ。今日の明日の話だから。

あとは委員長の判断に任せますけれども、結論が出なければ、終わってからやってください。全協、特別委員会もあるようだから、今日は。どうするのか。

○安藏委員長 先ほど来、質問が続いています。そうした中で、部長あるいは副市長からも答弁をいただきましたけれども、最終的に、先ほど松本委員さんが言われたみたいに、文書あるいは警察への話が出ました。最終的に期日を決めて、命令文書を提出したらいかかとの話が出たんですけれども、その件については、ここで答弁いただけますか。撤去の命令の文書を出すという話については答弁いただけますか。それが出るのであれば、ここで……

[発言する者あり]

○安藏委員長 ちょっと待ってください、ちょっと答弁を聞きますので。

[発言する者あり]

○安藏委員長 五十嵐委員さん、関連してですね。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 いや、もしあれだったら暫時休憩して、午後にするか、午前中まだ40分ありますから、それで出るか出ないか……

○安藏委員長 そうなんです。今の話で話が違ってくるので、それが出ればと思ったものですから。

暫時休憩しますか。

○松本委員 じゃそれ、結論はそのままにしておいて、この委員会が終わるまでに出してもらって、出すと



いうことで、中庭委員なんかも、その他のほうであるというから、そっちに入ってもらってもいいよ。何の話だかわからないけれども、中庭委員の話は。

○安藏委員長 それでは、松本委員さんの話は延長して、その他の部分で中庭委員の話聞いて……

○松本委員 結論が出ないから、そのまま、俺のほうは今のところ保留ね。結論が出ないから。今日中に結論が欲しいんだから。

○安藏委員長 そうですね、そうしてください。そういうことで調整してください。

中庭委員。

○中庭委員 私は、南町3丁目の商店の脇に旧プリンスメガネの建物があります。ここが大地震で崩れて、壁が落下してしまうと、落下しそうだということで、これまでも水戸市のほうで対応をしてみいました。

しかし、地元の、特にこの隣の商店の方は、非常に不安だと、いつ壁が落下するかわからないということで不安を感じております。そして、一昨年6月、やはり壁が下に落ちて、屋根を突き抜けて、40万円をかけて屋根を修理したということでありました。その費用についても、40万円の費用について、所有者に払ってほしいということで、水戸市に依頼をしたんですけども、全くの音沙汰がないということでありました。

この方、隣の商店の方は、いつまた落下するかわからない、通行人にも危害が加わるんじゃないかと。あるいは、その商店に来たお客さんが、またこれも被害が加わるんじゃないかということで、非常に心配をしておりますが、その点で、今年も市の建築指導課が来たのは二、三回程度だということでありました。一刻も早くこの問題を解決してほしいということで、私のところに訴えがありましたので、今日取り上げたんですけども、水戸市の対応、これ水戸市の、一つはですね……

[発言する者あり]

○中庭委員 そうなんだわ。

質問は、これまでの対策はどうだったのかということと、それから、所有者がおりますが、その所有者に対して、どのような働きかけをしてきたのかと。それから、水戸市はネットを張ったということですけども、部分的なネットであって、全体的な解決にはなっていないということがありますが、これはどういう対策なのかと。それから、今後、大地震で崩壊する可能性もあるんじゃないかということなんですけれども、この点についてはどうなのかと、どういう対応をしているのかということですね。

そしてまた、解体が必要だと思うんです。解体しなければ、この問題の解決は、抜本的には対応できないということなんですけど、この点での指導はどうなっているのかということなんです。その点について、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

プリンスビルにつきましては、東日本大震災の際に外壁が落下いたしまして、その後、継続的に見ておりましたが、平成27年1月に、外壁の剥がれかかっている箇所について、浮いている箇所が見受けられたものですから、応急的な処置としてネットを張ってございます。

あと、所有者との話し合いにつきましては、所有者が実態のない会社でございまして、その代表者を覚知

いたしまして、代表者に対し是正指導を行っているところでございます。また、ネットを張ったりしたことについて、さらにそういった剝がれとかが起こるのかという状態につきましては、月に一度ずつ現地を確認する委託契約を結びまして、業者に見ていただいて、報告をいただいているところであります。

また、今後も、所有者等に働きかけをいたしまして、外壁の撤去をしていただくように指導してまいりたいと考えております。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、既にもう東日本大震災から5年以上過ぎているという中で、このままあのビルが放置されているという状況ですよ。壁がないんですから、壁が全部落っこっちゃったんだから。だから、そういう点では、これは大変な問題だと思うんですよ。

私も水戸市内で幾つか見ましたけれども、こんな建物ないですよ。それから、南町3丁目という水戸市の中心地にこういう建物がいまだにあって、そして、これが落ちれば、通行人にも大変な被害が出てしまう、周辺にも被害が出てしまうということなので、早急に対応していただきたい。

今さっき、建築指導課長が言いましたように、所有者が実態がない、事実上、実態がないという状況ですよ。だから、そうなれば、ずっとこのまま放置が続くわけですよ、2年も3年も、4年も5年も。水戸市は、それを知っていながら目をつぶるという形になって、いざ事故が起きたらどうするのかと、一体誰が責任とるのかということになりますよね。水戸市は知らないということでは、私は済まされないと思うんです。

そこで、全国でどうしているのかなということ、私、いろいろネットで調べたんですけども、この記事がありました。これは、北海道恵庭市というところで同じように、地上3階地下1階の建物が、これはパチンコ屋さんだったんですけども、放置されました。じゃ、市はどうしたのかというと、補正予算を組んだんですね。700万円の解体の補正予算を組んで、審議会で可決されて、そして、その予算を使って、このビルを解体したんですね。そして、そのお金はどうしたのかというと、2年間にわたって24回払いで請求をしたと。払っているかどうか、ちょっとこの記事には書いてありませんけれども、いずれにしても、やっぱりそういう対策も立てているんですよ。

だから、水戸市としても、やはり対策を立てて、やはりこのまま放置しないということをぜひやっていただきたいと思うんですけども、そういう検討はなされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そうですね、具体的なそういう対策についても、顧問弁護士等と相談をして、今検討を行っているところでございます。

○中庭委員 今、具体的にやっていると。

○安蔵委員長 いや、弁護士と相談しながら……

○中庭委員 弁護士と相談しながらやっているということですか。わかりました。じゃ、この質問は終わります。

あと、もう一つなんですけれども、市営住宅の件なんですけれども、実は今、市営河和田住宅で316棟の建設をしております。しかし、これは建てかえなんですけれども、建てかえた場合、そこにこれまでの方

が入るといふことなんです、しかし、家賃を滞納していると入れないという状況になっています。この建てかえによって家賃滞納で入れない方が、何人か私のところに相談に来ているんですけども、何世帯ぐらいあるんでしょうか。お答えいただきたい。

○安藏委員長 和田住宅政策課長。

○和田住宅政策課長 ただいまの中庭委員からの市営住宅に関する御質問にお答えいたします。

ただいま河和田住宅の建てかえをやっておるところですけれども、そこへ家賃の滞納により移転ができないという世帯についての実際の数字というのは、今手元にご覧できませんけれども、建てかえに当たっては、そもそも家賃の滞納ということは、日ごろより納付の指導を行っているところですが、基本的には、長期滞納については、住宅を明け渡していただくということの要因にもなっておりますので、そういった建てかえ、住みかえということの流れの中で、適正に指導して、移り住んでいただくということで対応してございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 市営住宅というのは、生活がなかなか大変な方が入れる住宅ですよ。しかし、建てかえによって、例えば5年とか10年前の家賃滞納があったために入れないと。その後、生活に困窮して払えないという方もいらっしゃいますので、ぜひこれは、その改善をしていただきたい。何か建てかえに当たっては、国のほうの指導から、滞納した場合には入居できないという明文、条例とか規則とか、そういうものがあるんですか、これは。そこをお聞きしたいと思います。

○安藏委員長 和田課長。

○和田住宅政策課長 ただいまの中庭委員からの御質問ですけれども、建てかえに当たっての個別具体的な滞納についての通知文書というものはございませんけれども、先ほど申しましたように、基本的に長期滞納につきましても、住宅を明け渡していただくということの要因にもなっておりますので、その点につきましては納付指導、これはやっぱり個々の状況に応じて、丁寧に対応しているところですが、そういった中で対応しているという状況でございます。

○中庭委員 平等の観点から見ても、生活困窮者が建てかえ住宅に入れられないということになってしまっている、ぜひ改善を求めたいと思います。

それから、もう一つ、同じ市営住宅の問題で、今度、市営住宅の管理運営が茨城県住宅管理センターに委託されました。その結果、入居の手続が非常に煩雑になって、これまで、例えば1週間とか、あるいは10日程度で入れたのが、県住宅管理センターで一旦受け付けて、そして中で検討して、その検討をさらに市のほうに持って行って承認をもらって、そしてまた、住宅管理センターのほうで結論を出して、入居を認めるということで、極めて二重の受け付け状況になっていて、入居の時間が非常にかかるということの訴えがありました。

例えば、こういう例がありました。7月7日に市営見川住宅に入りたいと、入れるということになりました。7月10日過ぎに敷金を支払いました。そして、入居の手続、保証人の手続もしました。しかし、実際入居できたのは7月28日か29日でありまして、2週間以上かかった。この住宅は入れると、すぐに入れる状況になっていたにもかかわらず、こういう二重の事務手続があったためにおくれてしまったというこ

となので、これもぜひ改善してほしいと。

改善の中身としては、県茨城住宅管理センターは、1週間ごとにまとめて市に持っていくと。市のほうもそれをまとめて、また管理して、決裁をして出すという、こういうサイクルになっているんですね、聞くと。ですから、これを私、改善する必要があるんじゃないかと。やっぱり住宅の申し込みがあれば、毎日のように市と連絡をとって決裁をして、なるべく早く入居できるようにするべきじゃないかと思うんですけども、ぜひ改善を求めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安藏委員長 要望でいいですね。

○中庭委員 いや、改善を求めたいんだけど、その改善する意思があるかどうか。お願いします。

○安藏委員長 和田課長。

○和田住宅政策課長 市営住宅の入居の申し込み手続につきましては、平成26年度から茨城県住宅管理センターに指定管理として委ねておりますけれども、手続につきましては、これまで市が行っているものに、二重に行っているわけではございませんで、やはり同じように厳正に行っているところでございます。書類のやりとり等につきましては、改善の余地はあるかもしれませんが、引き続き、厳正かつスムーズな連携に努めてまいりたいと考えております。

○中庭委員 ぜひ、これは改善してほしいと。結局二重……

〔「じゃないと言っている」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、二重になっているんだよ。彼は二重じゃないと言っているけれども、これは二重ですよ。今までは市の住宅課で審査をして、オーケーならば、すぐにオーケーが出たわけです。鍵が渡されたわけだけれども、今は、住宅管理センターで一旦検討して、そこで結論を出して、それをまた水戸市に持って行って、水戸市でまた検討して、そして住宅管理センターに持っていくという、こういう二重になっているんだよ。だから、その点をスムーズにやるようにしてほしいと思います。

○安藏委員長 そうですね、わかりました。

それでは、その他の項目やっているんですけども、いいですか。

それでは、先ほどの松本委員さんからの質問に対しまして、私のほうから執行部にお伺いを立てたんですけども、それについてお答えいただければ。明確な答えが出なければ、延長して、また午後からやりたいんですけども、いかがですか。

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

---

午前11時49分 再開

○安藏委員長 それでは、休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど来の松本委員さんの質問に対しまして、執行部から答弁を願います。

川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

早急に相手方と協議をいたしまして、期間を定めて、厳しく対応してまいりたいと考えております。

[発言する者あり]

○川崎市計画部技監兼建築指導課長 すみません、失礼しました。先ほど、警察のほうは、昨日ちょっと行ってまいったんですが、今後も密に警察にも相談して、対応を図ってまいりたいと考えております。申しわけありませんが、もう少し時間をいただければと思います。

○安藏委員長 松本委員、いろいろ御意見があろうかと思ひ……

○松本委員 委員長に任せる。今日はしょうがない。

○安藏委員長 そういうことの答弁がありました。委員会としても……

○松本委員 次回の委員会あたりか、最終結論は。

○安藏委員長 ええ、後日、早急にちょっと調査の時間を……

○松本委員 時間はどのぐらいのことを言っているのか。1年間なのか、今までもう1年たっているんだから、だからその辺が、だまされたくないんだ、俺は。

○安藏委員長 そうですよ。次回の委員会が今月中にあるんですけれども、23日。そのときに答弁をしてもらおうということで、松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 それでいいですよ。そういう約束をしてくれるならば。

○安藏委員長 いいですか。

じゃ、副市長、そういうことで、23日の委員会に……

[発言する者あり]

○安藏委員長 では、そういうことで……

○松本委員 23日の委員会じゃ、私は無理だと思いますよ。これだけの問題を、警察へ行ったり何だりして、命令書みたいな何かそういうものを、地主に文書をつくって、弁護士あたりと相談をして、それで、今の地権者のほうに出したりとかするためには、23日といたら、13日しか間ないから、私、ちょっと無理が要るかなと思っているから、百歩譲って、次回のその次の定例委員会でいいですよ。いかがですか、それで。これ以上は譲らないからね。

○安藏委員長 では、執行部で、その点で大丈夫ですね。

○松本委員 市長にもちゃんと言うから、私も。こういうことで、今日はこうだという報告はするから。市長宛てになっているんだから、是正計画書は。

○安藏委員長 じゃ、そのことでちょっと、副市長、答弁してください。

○松本委員 それでもだめだというんなら、もう話は終わりだ。

○安藏委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 行き届かない答弁で、大変申しわけございませんでした。しばし時間をいただきまして、関係者のところへ行ってまいりまして、撤去に向けて取り組んでまいります。次回、10月にまた御報告をしてみたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。10月ですね。

[発言する者あり]

○安藏委員長 それでは、その他、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。  
御苦労さまでした。

午前11時53分 散会